

武蔵村山市第三次男女共同参画計画

令和元年度推進状況調査報告書

令和3年3月

武蔵村山市男女共同参画推進委員会

はじめに

武蔵村山市では、平成12年に「武蔵村山市男女共同参画計画」（計画期間：平成12年度～21年度）、平成22年に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」（計画期間：平成22年度～26年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。

そして、平成27年に「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、基本理念「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」のもと、全ての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。

本報告は、「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」に登載した79事業について、令和元年度における施策の進捗状況を取りまとめ、各事業における取り組みの評価を行うとともに、次期計画である「武蔵村山市第四次男女共同参画計画」（計画期間：令和2年度～6年度）及び男女共同参画社会の実現に向けた推進活動の指針とするものです。

目 次

推進状況調査の概要

1 調査の目的	1
2 調査の内容	1

各課推進状況調査結果

3 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の体系	2
4 武蔵村山市第三次男女共同参画推進状況調査結果	4
基本目標 1 男女平等の意識づくり	4
(1) 男女平等意識の啓発・醸成	4
(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり	4
(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実	6
基本目標 2 男女の人権の尊重	7
(1) 互いの性の尊重	7
(2) 男女の基本的人権としての健康支援	7
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	8
(4) セクシュアル・ハラスメントや 性犯罪の防止と被害者の支援	1 3
基本目標 3 様々な分野における男女共同参画の推進	1 4
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 4
(2) 地域社会における男女共同参画の推進	1 5
(3) 防災分野における男女共同参画の推進	1 5
(4) 国際理解・国際交流の推進	1 5
基本目標 4 就労における男女共同参画と ワーク・ライフ・バランスの推進	1 6
(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成	1 6
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	1 6
(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進	1 8
5 5年間の推進状況と総合評価	1 9
6 推進状況の分析	2 2
男女共同参画推進市民委員会からの意見	2 6

参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿
武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

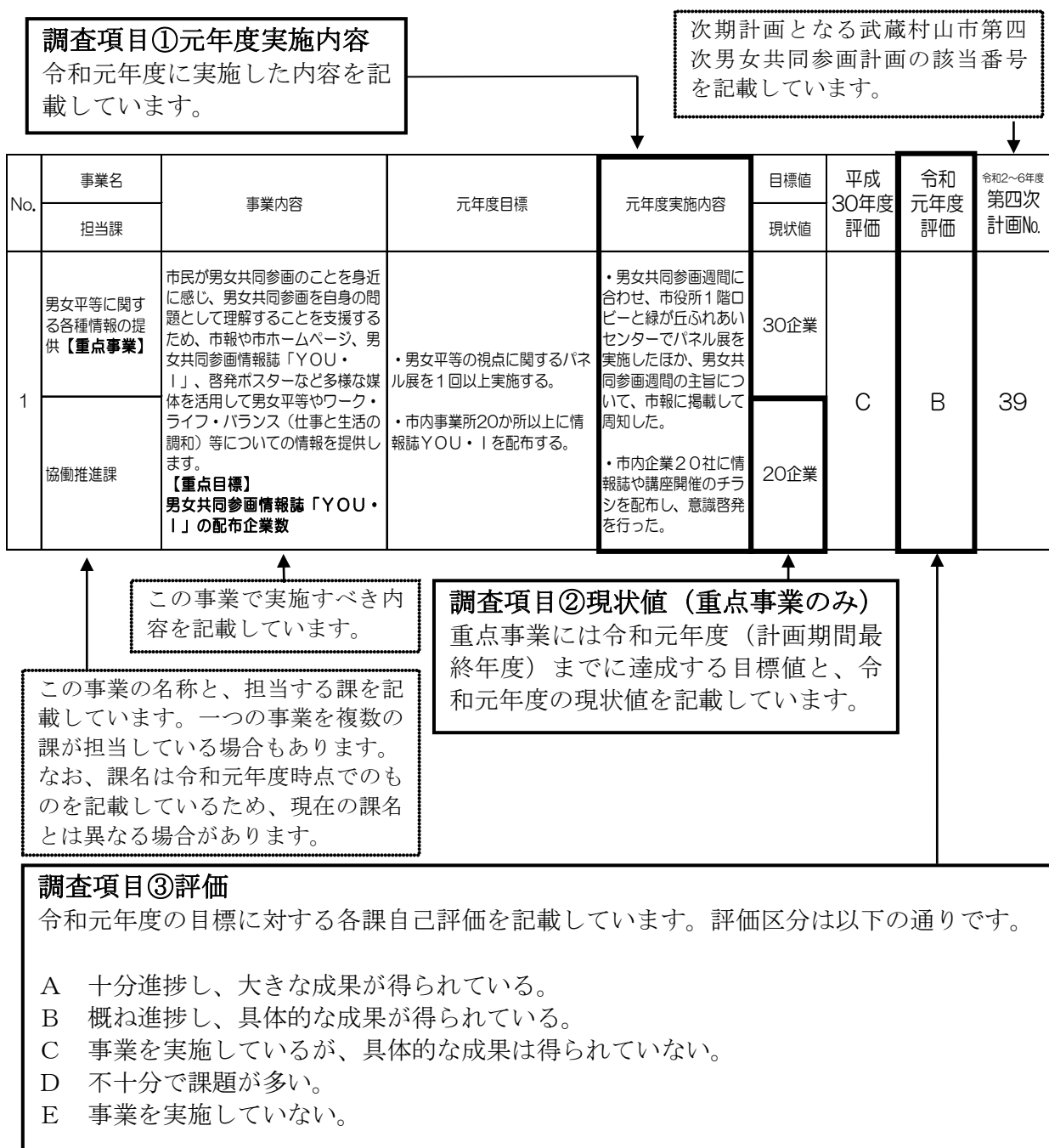
推進状況調査の概要

1 調査の目的

武蔵村山市第三次男女共同参画計画に記載されている79事業を、基本目標ごとに取りまとめ、計画の推進状況を明らかにするとともに、今後における武蔵村山市第四次男女共同参画計画の推進のための指針とします。

2 調査の内容

調査結果の見方



各課推進状況調査結果

3 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の体系

基本理念

誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう

基本目標

目標 1 男女平等の意識づくり

目標 2 男女の人権の尊重

目標 3 様々な分野における
男女共同参画の推進

目標 4 就労における男女共同参画と
ワーク・ライフ・バランスの推進

主要課題

施策

(1)男女平等意識の啓発・醸成

①男女平等意識の啓発
②男女平等と人権に配慮した表現の推進

(2)家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

①家庭・地域における男女平等意識の形成
②学校等における人権尊重教育の実施
③市内事業所における男女平等意識の形成
④市役所における男女平等意識の形成

(3)男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

①男女共同参画センターの周知の強化
②男女共同参画センターの機能の充実

(1)互いの性の尊重

①男女相互の身体や性の理解・尊重の促進
②性的少数者に対する理解と配慮の促進

(2)男女の基本的人権としての健康支援

①ライフステージに対応した健康づくりの支援
②女性の生涯を通じた健康支援

(3)配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援
＜DV防止基本計画＞

①被害の未然防止・早期発見のための取組
②相談業務の充実
③被害者の保護
④被害者の自立支援
⑤関係機関との連携

(4)セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

①セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止
②セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の被害者の支援

(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進

①本市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
②事業所、農業、自営業分野における方針決定過程への女性の参画促進
③教育の場における女性の登用促進

(2)地域社会における男女共同参画の推進

○地域社会における男女共同参画の推進

(3)防災分野における男女共同参画の推進

○平常時及び災害発生時における男女共同参画の推進

(4)国際理解・国際交流の推進

○互いの文化・習慣の理解と尊重

(1)男女とも多様な働き方のできる社会の形成

①就労場における男女の均等な機会と待遇の確保
②女性の（再）就業に向けた支援

(2)ワーク・ライフ・バランスの推進

①仕事と生活との両立支援策の推進
②充実した多彩な暮らしの実現に向けた支援
③生活上の困難を抱える男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

(3)男性の家事・育児・介護への参加の促進

①男性の長時間労働の縮減
②男性の家庭生活への参加の促進

4 武蔵村山市第三次男女共同参画推進状況調査結果

基本目標 1 男女平等の意識づくり

(1)男女平等意識の啓発・醸成

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
1	男女平等に関する各種情報の提供【重点事業】	市民が男女共同参画のことを身近に感じ、男女共同参画を自身の問題として理解することを支援するため、市報や市ホームページ、男女共同参画情報誌「YOU・I」、啓発ポスターなど多様な媒体を活用して男女平等やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等についての情報を提供します。 【重点目標】 男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	・男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。 ・市内事業所20か所以上に情報誌YOU・Iを配布する。	・男女共同参画週間に合わせ、市役所1階ロビーと緑が丘ふれあいセンターでパネル展を実施したほか、男女共同参画週間の主旨について、市報に掲載して周知した。 ・市内企業20社に情報誌や講座開催のチラシを配布し、意識啓発を行った。	30企業	C	B	39
	協働推進課				20企業			
2	男女平等の視点での市刊行物の見直し	本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることを徹底します。	男女共同参画担当課である協働推進課が率先して意識づくりを行い、各課に対し配慮を促していく。	言葉やイラスト等により、男女の性別イメージが固定化されないように表現を注意した。	/	C	C	42
	全課							
3	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	メディアからもたらされる膨大な情報のうち、男女の役割や暴力を助長する表現等を市民一人ひとりが無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。 また、市報や市ホームページ等を通じて、インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	市報、ホームページ、SNS、情報誌YOU・I等の媒体を用いてメディア・リテラシーの啓発を行う。	緑が丘ふれあいセンターにおいて、新聞の記事を毎日切り貼りし展示することで、メディア・リテラシーに関する意識を啓発した。	/	D	D	29
	協働推進課							

(2)家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

4	地域における男女平等の啓発	本市主催のイベント等に男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。	人が多く集まる様々な機会でのパネル展を実施し、意識啓発に努める。	市役所等でパネル展を開催したが、コロナウイルスの影響により、市主催のイベントでの実施はできなかった。	/	C	C	57
	協働推進課							
5	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間に合わせて集中的な意識啓発活動を行います。	男女平等の視点に関するパネル展を1回以上実施する。	男女共同参画週間に合わせ、市役所1階ロビーと緑が丘ふれあいセンターでパネル展を実施したほか、男女共同参画週間の主旨について、市報に掲載して周知した。	/	B	B	40
	協働推進課							
6	学習機会の提供の充実	家庭における男女平等や人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等について様々な視点からの意識啓発を図るため、講座・講演会や家庭教育学級など学習機会の提供・支援を行います。 講座・講演会等の実施に当たっては、多くの市民が学習できるように広報を充実させるとともに、テーマや実施時間を見直します。 また、子育て中の市民のために託児付きの事業を実施します。	物づくり、料理、アートなど、趣味や生きがいを見出し、ワーク・ライフ・バランスを充実させるための講座を、5回以上実施する。また、緑が丘ふれあいセンターの講座は、全て託児付きで実施する。（協働推進課）	女性の健康支援としてエクササイズやリンパケアの他、パパと子どもで料理チャレンジなど男性向けの講座を開催した。また、緑が丘ふれあいセンターでの講座はすべて託児付きにした。	/	A	A	41
	協働推進課 文化振興課							

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
7	人権尊重教育の推進	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。	小・中学校9年間の発達段階を踏まえた男女平等に係る人権感覚を育成するため、道徳の教科化を踏まえた道徳教育の充実と、全ての教育活動を通じた人権教育を推進していく。	年間指導計画に基づき、特別の教科 道徳の授業を推進するとともに人権教育プログラムを活用し、通常の教育活動においても人権教育を推進した。		C	B	24
	教育指導課							
8	教職員研修	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）等を活用した研修を行います。	各小・中学校の教職員が、自己の人権感覚を見つめなおし、適切な言動で児童・生徒への指導ができるよう、指導を継続する。また、LGBTに関する理解の促進を図る取組を推進する。	校内におけるOJT研修や人権教育推進委員会等において教職員が人権尊重の理念について十分に理解し、確かな人権感覚を身に付けるために必要な研修や啓発を行った。		C	B	43
	教育指導課							
9	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われずに主体的に進路（職業）を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、志をもって学校生活が営めるよう、各小・中学校におけるキャリア教育の充実を資する研修会を計画的に実施する。	各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行うとともに、進路指導委員会において、各校の取組を共有し合い、研修することができた。		C	C	44
	教育指導課							
10	事業主等への要請	男女共同参画社会の実現に向けて、商工会等を通じて市内事業所の事業主に対する働きかけを行います。 【具体的内容】 ・商工会との協働による市内事業所向けセミナーの開催 ・商工会を通じた啓発パンフレットの配布	引き続き情報誌の配布等により事業所に対し意識啓発を行う。	市内企業20社に情報誌や講座開催のチラシを配布し、意識啓発を行った。		C	B	17・39
	協働推進課							
11	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、対象者や対象階層を絞った研修を行います。また、東京都町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	引き続き、東京都町村職員研修所が実施する「男女共同参画社会形成研修」への職員派遣を行う予定。	（派遣研修） ・LGBT研修 2/20 4名派遣。 ・男女共同参画研修 12/17 1名、2/14 2名派遣		B	B	15
	職員課							
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり【重点事業】	市職員が育児・介護休業を躊躇（ちゅうちよ）せずに取得できるようにするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。 【重点目標】 男性職員の育児休業取得率	引き続き、男性職員が育児休業を取得しづらい原因を分析し、新規取得対象者に対して効果的なアプローチを行うことで取得率の向上に努めていく。	男性職員が育児休業を取得しづらい原因を分析し、新規取得対象者に対して効果的なアプローチを行うことで、取得率の向上を図った。令和元年度における男性職員の育児休業の新規取得対象者9人に対する取得者は2人であった。	10%	B	B	16
	職員課				22.2%			
13	市内事業所との意見交換会	市職員が市内事業所職員の男女平等に関する意識や実態を理解した上で職務に当たることを目的として、市内事業所の職員と市職員との間で男女共同参画に関する意見交換会を行います。	アンケート結果を元に、事業者に対して情報提供等を行い市とつながっていく。	市内事業者に対して、情報誌や講座開催のチラシを配布し、情報提供を行った。		C	C	17
	協働推進課							

(3)男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
14	センターの周知【重点事業】	誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターを目指して、市民のセンターに対する認知度を高めるための取組を行います。センターのホームページを充実させるとともに、情報誌やメールマガジンを発行します。 【重点目標】センター認知度	人が多く集まる様々な機会アンケート等を実施し、センターを周知し男女共同参画の啓発を行っていく。	SNSや外部（イオンシネマ等）でのイベント時にパンフレット等を配布し、認知度の向上を図った。	80%	C	C	廃止
	協働推進課				不明			
15	センターの機能の充実	市民誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、相談業務や情報コーナーの整備・充実、交流サロンの設置、他自治体発行の情報誌等の収集・提供、男女共同参画関連図書等の整備に取り組みます。	特に、相談事業の周知についてフェイスブック等で広報を強化する。	フェイスブックの活用やチラシの配布により各種事業の広報を行った。また、健康、防災、人権、DV、LGBT等をテーマに男女共同参画関連書籍を充実させ、情報提供の強化をした。		B	B	廃止
	協働推進課							
16	センターの事業内容の充実	講座や講演会等の開催、女性の再就職支援、男女共同参画を推進する人材（講師、リーダー、ボランティア）の育成、男性の地域参加支援、シニアライフ支援など、地域で生活する市民のための取組を充実させます。また、男女共同参画センター登録団体の活性化のため、団体の発足やネットワークづくりを支援するとともに、登録団体ガイドブックの発行、団体活動紹介ブース等を設置します。	シニアライフ支援事業を実施する。また、男女共同参画センター登録団体の活性化のため、団体の発足やネットワークづくりを支援する。	保育士サポーター養成講座、父子料理教室、シングルマザーおしゃべりカフェなど、対象を絞った事業を実施した。また、登録団体の交流の場として、ふれあいフェスティバルを開催した。		A	A	廃止
	協働推進課							
17	センタースタッフの育成	誰もがより気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、男女共同参画センタースタッフ、サポートスタッフを育成します。	内容や目的を精査しながら、研修等に積極的に参加し、課題解決や市民サービス向上につながるスキルや知識の習得に努める。	男女共同参画研修や自己肯定感を上げるなど、知識の習得やスキルアップに努めた。		A	A	廃止
	協働推進課							

基本目標 2 男女の人権の尊重

(1)互いの性の尊重

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
18	年代に応じた性教育の推進	男女ともそれぞれの身体について十分に理解し、性に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において男女の性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、国や都が作成しているパンフレットやカードを配布して意識啓発を行う。 (協働推進課)	デートDV防止、人権、LGBT啓発パネル展を実施した。また、デートDVやDV相談ナビのカード等で啓発を行った。	/	C	C	45
	協働推進課教育指導課					体育・保健体育等を中心とした全ての教育活動を通して、児童・生徒が性に対する正しい知識を身に付け、発達の段階に応じた適切な行動がとれるよう努める。 (教育指導課)	体育・保健体育の授業において、教科用図書を使用し、性に対する正しい知識や性情報の取扱い方等について児童・生徒に指導した。	
19	性的少数者に関する講座の開催 【重点事業】	性的少数者に対する市民の理解促進のため、性同一性障害等の性的少数者を取り巻く人権課題等に関する市民向けの講座を開催します。 【重点目標】 講座の開催回数	市民を対象にしたLGBT講座を1回開催する。	YOU・フォーラムとしてLGBTに関する映画上映と講師によるミニトークを実施した。	1回	D	C	46
	協働推進課				1回			
20	小・中学校における個別的支援	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。	性的少数者である児童・生徒の実態を把握するとともに、適切な個別の対応がとれるよう、管理職等の理解を一層推進するための研修会を実施する。	女子生徒のスラックス着用を認め、制服の多様化を図った。	/	C	B	47
	教育指導課							

(2)男女の基本的人権としての健康支援

21	学習機会の提供の充実	健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするため、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。	引き続き、市民に対する学習機会の提供と健康づくり支援のため、子育てや健康をテーマにした親と子のための講演会を年3回開催する。	市民に対する学習機会の提供と健康づくり支援のため、子育てや健康をテーマにした親と子のための講演会を開催した。	/	B	B	48
	健康推進課							
22	心とからだの健康づくりの推進 【重点事業】	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実に努めます。また、気軽に参加できるスポーツ教室の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の機能の充実により、市民の体力の向上を図ります。 【重点目標】 ・健康教室参加者数 ・総合体育館の利用者数	引き続き健康教室の内容を見直し実施する。(健康推進課)	生活習慣予防等に関する各種教室(健康寿命をのぼそう教室等)を実施し、市民の健康管理等の意識の向上を図った。	70人 (健康推進課)	B	B	47
	健康推進課 スポーツ振興課				164人			

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度 第四次 計画No.
	担当課				現状値			
23	疾病の予防と健診事業の充実	各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健（検）診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。	各種がん検診を引き続き行い、がん等の早期発見に繋げていく。	各種がん（肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん）検診を実施した。また、年度末に「武蔵村山市の保健事業予定表」を全戸配布し、翌年度の保健事業予定や情報を市民に周知した。	/	B	B	54
	健康推進課							
24	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	参加者減少のため、「健康栄養相談」事業廃止。今後は骨密度相談時や電話で相談に対応していく。	骨密度相談を5回実施したほか、随時、電話による相談等に対応した。	/	D	B	51
	健康推進課							
25	更年期を理解するための情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	引き続き電話相談を実施する。	電話による問い合わせ等に保健師が対応し、相談に対応した。また、必要に応じて、医療機関の情報提供も行った。	/	C	B	50
	健康推進課							
26	妊産婦のための相談体制の充実	妊産婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。	引き続き「子育て世代包括支援センターハグはく・むらやま」を市民に周知し、利用者数の増加に努める。	妊産婦等が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させた。	/	B	B	52
	健康推進課							
27	女性に対する健（検）診事業の充実	女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診や健康診査について、内容や広報の充実を図るとともに、働く女性が受診しやすいような健（検）診の在り方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き母子手帳交付時に、健康診査について説明を行っていく。 引き続き子宮乳がん検診の健診内容の充実を図る。 	延べ8医療機関で実施。子宮頸がん検診については土曜日の受診も可能とし、乳がん検診については検診車での実施も行った。	/	B	B	53
	健康推進課							

(3)配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援

28	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合には、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	引き続き、関係機関との連携を図るため、母子相談へつなげていく。	DVの被害者を早期に発見し、被害の深刻化を防ぐため、速やかに関係機関と連携する対応を図った。	/	B	B	32
	健康推進課							

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
29	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	令和元年度に当該へ旧・女性母子相談員が移管されたので、新・婦人等自立支援相談員を通じ、被害者への対応をさらに充実させる。(地域福祉課)	婦人等自立支援相談員として、DV防止法に基づき、被害者への対応等にあたった。		B	B	33
	地域福祉課 子育て支援課 教育総務課 教育指導課		引き続き、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等においてDV等の事例紹介や検証等を行い意識の向上を図る。(子育て支援課)	要保護児童対策地域協議会において、面前DVで心理的虐待を受けた児童の支援について検討し、情報共有を図るとともに、発見時の対応について周知した。		B	B	
			就学援助費の申請の際に市が作成している子育てサポートのパンフレットを窓口へ備え付け、必要に応じて配布し情報提供を行う。(教育総務課)	就学援助費の申請の際に市が作成している子育てサポートのパンフレットを窓口へ備え付け、必要に応じて配布し情報提供を行った。		B	B	
			各小・中学校と関係機関との連携体制を維持しながら、学校だけでは対応が困難なケースにも迅速な対応が取れる教職員の意識の醸成を推進する。(教育指導課)	児童虐待防止法の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について概要をまとめ、周知徹底を図った。		C	B	
30	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発	全ての市民に「暴力は決して許さない」という意識を定着させるため、全国的な「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中にDV防止のためのパネル展やパープルリボン運動等を実施して、集中的な啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせて、パネル展やSNS等による情報発信を行う。(協働推進課)	緑が丘ふれあいセンターでDVに関するパネル展の他にパープルライトアップを行い啓発した。		B	B	27
	協働推進課 子育て支援課		引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、東京都女性相談センター等と連携して集中的な啓発を行う。(子育て支援課)	(子育て支援課→地域福祉課)啓発グッズを作成し、配布した。		C	B	
31	意識啓発のための情報の提供・発信【重点事業】	DVのメカニズムや背景・実態等に関する市民や医療関係者、福祉機関の理解を深めるため、DVについてのパンフレットを作成・配布するとともに、市報や市ホームページなど多様な手段や機会を通して情報を提供します。【重点目標】DVについての認知度	人が多く集まる様々な機会で行うアンケート等を実施し、DVの認知度を測る。(協働推進課)	DVに関するパネル展示をしながらパープルライトアップして啓発を行った。	90%	C	C	27
	協働推進課 子育て支援課		引き続きリーフレット及びカード配布事業を継続してゆく。(子育て支援課)	(子育て支援課→地域福祉課)啓発グッズを作成し、配布した。	不明	B	B	
32	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	デートDVや暴力の防止について、若年層が主体的に考えることを支援するため、デートDVや暴力の防止についてのパンフレットの配布等を通して、教育の充実を図ります。	パネル展やSNS等による情報発信を行うほか、国や都が作成しているパンフレットやカードを配布して意識啓発を行う。(協働推進課)	パネル展や図書展示を実施した。		C	C	26
	協働推進課 教育指導課 文化振興課		日常の教育活動において、児童・生徒相互に一人の人間であるという意識をもって生活するように指導を行っていく。(教育指導課)	保健体育科保健分野の授業等や特別の教科道徳において男女が互いに相手の人格を尊重し、価値ある人間関係を築くことができるよう指導を行った。		C	A	
			国や都が作成している既存のパンフレット等を、講座や事業の際に配布する。(文化振興課)	文化振興課窓口や公民館、学習等共用施設等で、国や都作成のパンフレットを配布した。		B	B	

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度 第四次 計画No.
	担当課				現状値			
33	相談業務の充実	被害者が抱える悩みや問題の解決を図るため、相談窓口において被害者の安全確保と生活の安定に向けた助言・支援を行います。女性スタッフが対応することにより、被害者が安心して悩みを打ち明けることのできる環境を確保します。	引き続き相談事業を毎月実施し、男女共同参画やジェンターの視点を持った専門的立場からの助言を行う相談を実施するとともに、窓口の周知を積極的に行い、市民が気軽に利用できるよう努める。（協働推進課）	市民が安心して相談できる場として、女性弁護士による法律相談と、心の保健室を毎月開催し、市報等で毎月周知した。		B	B	30
	協働推進課 子育て支援課	今後、相談に対するニーズを踏まえ、弁護士による法律相談や、休日や夜間でも相談できる体制の整備について検討します。	引き続き、話しやすい環境下での母子相談の実施により被害者への支援・助言等を行う。（子育て支援課）	18歳未満の子供を持つ家庭の相談を通し、面前DVが心理的虐待に当たることを保護者に伝え、注意を促した。		B	B	
34	相談員の資質向上	被害者の悩みや問題の解決を図り、相談窓口や各種手続の担当窓口での二次被害を防止するため、窓口や相談担当者を主な対象とした研修を実施します。併せて、相談業務に関するマニュアルを作成することを検討します。	資質向上のため、東京都の研修受講と、連絡会への参加を継続して行う。	（子育て支援課→地域福祉課） 東京都の研修受講及び連絡会へ参加した。		B	B	30
	子育て支援課							
35	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に応じます。	引き続き、地域包括支援センター、高齢者見守り相談室等との連携を強化していく。（高齢福祉課）	地域包括支援センター、高齢者見守り相談室等との連携を一層強化し、相談機能を充実した。		B	B	31
			引き続き、様々なケースに応じた相談等に対し、個別に対応する。（障害福祉課）	障害者虐待防止センター、障害福祉課、市内相談支援事業所及び地域活動支援センター並びに関係機関と連携し、個別のケースに対応した。		B	B	
	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課	引き続き、多様な状況の被害者の個々のケースに応じて、個別に対応する。（子育て支援課）	18歳未満の子供を持つ家庭の相談を通し、面前DVが心理的虐待に当たることを保護者に伝え、注意を促した。		B	B		
		相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させる。（生活福祉課）	相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させた。		A	A		
36	相談機関の周知	被害者が躊躇（ちゅうちよ）せずに相談窓口を利用できるようにするため、DVの相談窓口の情報を記載した周知カードやパンフレット等を作成し、市内公共施設の窓口や医療機関等に配布します。加えて、様々な機会を通じてDVの相談窓口を周知します。	リーフレット及び啓発グッズ等を活用し、引き続きDV相談窓口を周知する。	面前DVが心理的虐待に当たることを、リーフレット等を通し周知した。		B	B	30
	子育て支援課							
37	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、女性等緊急一時保護費支給事業や緊急一時保護施設（シェルター）を活用します。	被害者の安全確保のため、状況に応じて警察とも連携し、東京女性相談センター一時保護所及び民間シェルターを活用する。	引き続き、母子の安全確保のため、状況に応じて警察や女性相談センターと連携し、緊急時に備え民間シェルターや母子生活支援施設を確保した。		B	B	34
	子育て支援課							

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
38	特に支援を要する様々な被害者への対応	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	引き続きネットワークの充実に努め、適切な支援を実施する。(高齢福祉課)	関係機関とのネットワークや連携を充実し、特に支援を要する様々な被害者に対して適切な支援を実施した。		B	B	35
			引き続き、福祉施設等との連携を図り、虐待を受けた障害者の一時的な保護するための居室の確保など、障害者の擁護に対応する。(障害福祉課)	福祉施設と連携し、障害者の虐待防止及び緊急一時保護の目的で施設を2箇所確保し、障害者の擁護に対応した。		C	B	
	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課		引き続き、個々のケースに対応できるよう、東京都や福祉施設等と連携を図る。(子育て支援課)	引き続き、母子の安全確保のため、状況に応じて警察や女性相談センターと連携し、緊急時に備え民間シェルターや母子生活支援施設を確保した。		B	B	
			福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。(生活福祉課)	福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行えた。		A	A	
39	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票交付等の取扱いには十分留意します。また、国民健康保険、介護保険、児童手当など住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	引き続き、DV被害者の個人情報の取扱いには気を付けて、関係各課で連携しながら業務をこなしていく。	各課の業務において、個人情報の取扱いには十分に配慮しており、必要に応じて関係各課で情報を共有した。		A	A	36
	全課							
40	民間シェルターへの支援	保護を求める被害者の緊急一時保護を確実にするため、民間の緊急一時保護施設運営事業者に対する補助事業を実施します。この事業を通して、民間シェルターの安定的運営を支援します。	引き続き、東京多摩地域民間シェルター連絡会の安定運営のために補助金を交付する。	東京多摩地域民間シェルターが元年度末で解散となったため、補助金交付は元年度で終了となった。		B	B	34
	子育て支援課							
41	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能を備えるよう検討します。	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能について研究を行う。	(子育て支援課→地域福祉課) 引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能について研究を行う。		B	B	30
	子育て支援課							
42	被害者の自立のための支援	被害者がDVの被害から完全に逃れ、経済的に自立することを支援するため、被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業などひとり親家庭に対する各種支援制度を活用します。	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。	自立支援教育訓練給付金2件、高等職業訓練促進給付金3件、高等職業訓練終了支援給付金1件を支給し、ひとり親家庭の支援を行った。なお、支援を行った家庭にDV被害者は居なかった。		B	B	37
	子育て支援課							
43	市内居住希望者に対する支援	被害者の一時保護施設等退所後の生活基盤を確保し、自立した生活を再建するため、市内在住希望者に対する住宅確保の支援を行います。	引き続き被害者の安全確保を最優先しつつ、最大限の支援を行う。	(子育て支援課→地域福祉課) 引き続き被害者の安全確保を最優先しつつ、最大限の支援を行った。		B	B	36
	子育て支援課							

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
44	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学援助や就学相談を行います。	引き続き関係機関及び施設との連携により被害者の自立を促す。(子育て支援課)	母子生活施設入所中の母子が自立を目指し退所した。(1世帯)		B	B	37
	子育て支援課 子ども育成課 教育総務課		母子相談員、子ども家庭支援センター等との連携を図り、保育所に入所する必要がある児童については、優先して保育所に入所できるよう現行の体制を継続する。(子ども育成課)	母子相談員、子ども家庭支援センター等との相談を通して、必要に応じて優先的に保育所に入所することができるようにしている。		B	B	
			各種関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りを進める。(教育総務課)	各種関係機関との連携を強化し、問題発生時に速やかに対応できる体制作りを進めた。		B	B	
45	関連する法制度の運用	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、国民健康保険、介護保険、児童手当等について、住民票の異動を経なくてもサービスの利用ができるように、弾力的な運用を図ります。運用に当たっては、各関係部署の連携を密にします。	引き続き、個人情報の取扱いに十分注意しながら、関係各課の連携を強化して被害者が安心して生活できる環境作りを整備していく。	関係各課による連携や情報共有を行い、DV被害者が安心して必要なサービスを受けられる体制が整備されている。		A	A	36
	全課							
46	関係機関との連携強化	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	民生・児童委員からDV等に関する相談があった場合は、関係機関や関係各課につなぎ、情報共有と対策について検討していく。(地域福祉課)	令和元年度実績なし		B	B	38
	地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課		「地域ケア会議」を更に充実させ、関係機関との連携強化に努める。(高齢福祉課)	「地域ケア会議」の機能と目的を更に充実させ、関係機関との連携を強化した。		C	B	
			引き続き、DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化する。(障害福祉課)	障害者虐待、DV、人権被害の解決に向けて、社会福祉協議会の権利擁護担当、警察、東京都等の関係機関及び医療関係者や障害福祉サービス事業所を強化して対応した。		B	B	
			各種関係機関や施設との情報共有を行い、様々なケースの被害に対応できる体制を作る。(子育て支援課)	要保護児童対策地域協議会において、面前DVで心理的虐待を受けた児童の支援について検討し、情報共有を図った。		B	B	
			福祉関係者との連絡会等で情報の収集及び発信を行い、更なる連携の強化を図る。(生活福祉課)	福祉関係者との連絡会等で情報の収集及び発信を行い、更なる連携の強化を図った。		A	A	
47	庁内各部署の連携の強化	相談や関係窓口に対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるようにするため、庁内連携組織を設置します。庁内関係部署間の連携を通して、被害者が支援を受ける際に必要な各種手続の簡素化・一元化を検討します。	引き続き連絡会組織による連携を図る。	(子育て支援課→地域福祉課) 引き続き連絡会組織による連携を図った。		C	B	36
子育て支援課								

(4)セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度 第四次 計画No.
	担当課				現状値			
48	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為の発生防止に向けて、市報や市ホームページ等の様々な手段や機会を活用して情報を提供し、意識啓発に努めます。	国際ガールズデーや女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせて、パネル展以外の方法で啓発活動を行う。	W/リボンプロジェクトとして女性に対する暴力をなくす運動、児童虐待防止にちなみパール&オレンジライトアップを実施した。また、市役所等でもパネル展を実施した。		D	C	20
	協働推進課							
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策【重点事業】	就労の場（市役所）、教育の場（学校）におけるセクシュアル・ハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修等を実施します。 【重点目標】 セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	引き続き、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を実施する。（職員課）	課長新任研修（公務員倫理・ハラスメントの防止・メンタルヘルス）で 5人派遣	年1回（職員課・教育指導課）	B	B	21
	職員課 教育指導課		各小・中学校において、教職員一人一人がハラスメント防止の意識をもつよう、年間2回の研修会を実施する。（教育指導課）	各小・中学校において、服務事故防止研修を通じてセクシュアル・ハラスメントの発生防止に係る研修会を、全教職員を対象に年間2回実施した。	1回（職員課） 2回（教育指導課）	C	B	
50	性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	性暴力、性犯罪の実態についての広報や関係法令の周知等を通して、性犯罪の根絶を図ります。	パネル展以外の方法で啓発活動を行う。	性暴力、性犯罪防止に関するパネル展の開催や、情報誌等により啓発を行った。		C	C	27
	協働推進課							
51	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。	引き続き相談事業を毎月実施し、男女共同参画やジェンダーの視点を持った専門的立場からの助言を行う相談を実施するとともに、窓口の周知を積極的に行い、市民が気軽に利用できるよう努める。（協働推進課）	女性弁護士による法律相談と、心の保健室について、相談日を毎月市報に掲載したほか、情報誌YOU・と緑が丘ふれあいセンターのパンフレットに窓口の情報を掲載し、市内各方面に配布した。		B	B	22
	協働推進課 子育て支援課		引き続き、相談室（個室）を利用した相談業務を行っていく。（子育て支援課）	（子育て支援課→地域福祉課） 女性特有の相談には個室相談を実施し、危険回避を図った。				
52	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場（市役所）、教育の場（学校）においてセクシュアル・ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。	武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針に基づき、引き続き苦情相談・苦情処理体制の充実を図る。（職員課）	ハラスメントの相談等に対し、迅速かつ適切に対応した。		B	B	23
	職員課 教育指導課		各小・中学校にセクシュアル・ハラスメント相談担当教員を男女それぞれで設置し、被害者からの相談に迅速に対応する体制を整備するとともに、その実態調査を行う。（教育指導課）	各小・中学校においてセクシュアル・ハラスメント相談担当教員を設置し、事案発生時に対応する体制を整えた。				

基本目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
53	各種審議会等への女性の参画促進【重点事業】	審議会等の委員構成が男女いずれか一方の性に偏ることのないようにするため、絶えず委員の登用状況を見直します。 【重点目標】 審議会等委員の女性割合	各附属機関等における公募委員の登用を推進するため、「公募委員無作為抽出制度」を創設し、運用を開始する。	（企画政策課・協働推進課→行政経営課・協働推進課） 18歳以上の市民2,500人を無作為抽出し、公募委員候補者名簿への登録に関する依頼を送付した結果、登録を希望した60人を名簿として整備し、令和元年10月から、制度の運用を開始した。令和元年度末までに、本制度による公募委員を2名登用した。	40%	C	C	5
	企画政策課 協働推進課				31.9%			
54	市役所における女性管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、職員に対し、管理職試験の受験を促します。	引き続き対象者に受験を促し、女性管理職の割合が向上するよう努める。	対象者に管理職試験の受験を促したが、女性の管理職昇任者はいなかった。		B	C	6
	職員課							
55	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。	市民と市長のタウンミーティングにおいて保育サービスを継続し、子育て世代の市民が参加しやすい環境に配慮した回を設定することで、女性の参画を促していく。	令和元年5月及び11月にタウンミーティングを実施した。5月の総合センター開催分にて保育付きを実施した。（申込無）		C	C	8
	秘書広報課							
56	女性リーダー育成	地域活動の活動方針の決定過程等を中心的に担うリーダーや役員等への女性の参画を促すため、女性リーダーを育成する研修・講座を開催します。また、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援します。	女性リーダーを育成する講座・交流会を実施するほか、起業などのキャリアアップを支援する講座を実施する。	プチ起業フェスタについてはコロナウィルス拡大のため実施を見送ったが、起業のタネ講座を2回実施した。		C	C	2
	協働推進課							
57	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけではなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	昨年度同様、認定農業者申請者に対し家族経営協定締結を働きかけ、効率的、かつ、安定した農業経営ができるよう促す。	認定農業者の新規申請者に対し、家族経営協定について説明を行ったが、協定締結までには至らなかった。今後も、女性が農業経営に積極的に参加できるようPRを行っていく。		B	B	4
	産業振興課							
58	市内事業所における女性登用の促進	市内事業所における方針決定過程への女性の参画を促進するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入等に関する情報提供を行います。	市ホームページやフェイスブックでポジティブ・アクションの意味や内容を啓発する。	緑が丘ふれあいセンターにおいて、新聞の記事を切り貼りし展示することで啓発をした。「女性のためのチャレンジ相談会」や「起業のたね」などの事業を行い、女性登用の促進を図った。		D	D	2
	協働推進課							
59	女性教員の管理職登用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。	教員としてのライフステージを具体的に描き、志をもって職務に励むことができるよう、該当する教員に対し、管理職への受験を積極的に促していく。	各小・中学校長を通して該当する教員へ具体的に受験を促した。令和元年度は、校長職選考において、5名中1名女性が受験した。		B	B	7
	教育指導課							

(2)地域社会における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携【重点事業】	地域における男女共同参画を推進するため、地域で男女共同参画社会の実現に向けた公益的な活動を行う市民グループ(団体)を育成するとともに、連携を強化します。 【重点目標】 男女共同参画団体の発足数	緑が丘ふれあいセンターの事業で、センターを利用している団体の活動紹介やブース出展等の機会を設け、男女共同参画の活動について意識作りを行う。	緑が丘ふれあいセンターに利用団体の紹介コーナーを設けており、事業実施を通じて各種団体との連携をしている。子育て支援団体1団体育成。秋にイベントを開催した。	2団体	D	C	58
	協働推進課				1団体			

(3)防災分野における男女共同参画の推進

61	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	女性消防団に関しては、目標値である10名の参画に引き続き入団を推進していく。自主防災組織に関しては、男女双方の参画を今まで同様促していく。	元年度は、入団0人、退団2人で合計5名となった。引き続き、10名の団員確保をめざし活動していく。自主防災組織への女性の参画は高いものと思われる。引き続き男女双方の参画をお願いしている。	/	B	C	60
	防災安全課							
62	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図るため、地域防災計画の見直しに当たっては、男女共同参画の視点を反映させます。	来年度に地域防災計画(平成26年3月修正)の見直しを行う。前年に引き続き男女共同参画の視点を反映させた準備を実施していく。	防災会議では北多摩防火女性の会に参加の依頼を行い、防災訓練及び地域防災計画修正に御意見を頂いた。	/	C	B	11
	防災安全課							
63	避難所における男女共同参画の推進	災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。	市内小学校2校(第一小学校、雷塚小学校)を選定し実際に避難所に合わせた運営マニュアルを策定していく。検討委員会では女性委員も参加予定である。	検討委員会では女性委員も参加させ、検討を実施した。	/	B	B	62
	防災安全課							
64	防災会議委員への女性の登用【重点事業】	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図り、災害発生時の女性の人権を擁護するため、市防災会議委員に女性を積極的に登用します。 【重点目標】 防災会議の女性委員数	現在の状況を維持する。	災害発生時の女性の人権を擁護するため、市防災会議委員を現状維持した。	/	A	B	61
	防災安全課							

(4)国際理解・国際交流の推進

65	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催【重点事業】	開発途上国を中心とした世界の国々における女子(18歳未満)の境遇を理解し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させるため、国連が平成23年に定めた「国際ガールズ・デー」にちなんで国際交流イベントを緑が丘ふれあいセンターで開催します。 【重点目標】 イベントの開催回数	国際ガールズデーに合わせて映画の上映やワークショップを開催するほか、パネル展示やフェイスブックによる啓発を行う。	国際ガールズデーのパネル展を実施した。また、パンフレットの配布やSNSで啓発を行った。	/	B	B	56
	協働推進課							
66	国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進	市民が諸外国の生活習慣や文化に接し、外国人との親善交流を通じて相互の理解を深め、国際的視野を持つことを支援するため、市内在住外国人や横田基地住民との交流や青少年の海外派遣、国際理解教育推進事業(外国青年英語教育推進事業)等を通じた友好交流を促進します。	広く市民を対象にした国際交流事業の実施を検討する。(協働推進課)	市内の高校生を対象に横田基地英語ツアーを実施し、文化交流を図った。(参加者39名)また、国際理解講座を開催し、モンゴル文化への理解の促進を図った。	/	A	A	55
	協働推進課 教育指導課							

基本目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

(1)男女とも多様な働き方のできる社会の形成

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
67	市民・事業者に向けた情報提供	就労の場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。 市民に対しては、非正規雇用の現状やパートタイム労働法、労働者派遣法の内容など多様な労働形態についての情報提供を行います。	昨年度同様にチラシやパンフレットの配布により、市内事業所等に対し、就労の場における均等待遇に向けた理解等について啓発していく。	事業者に対しては、商工会を通じて、東京都労働相談情報センター等が発行する労働環境啓発資料の情報提供を行った。 市民に対しても、市民向けの啓発情報やパンフレットの提供を行った。		C	B	17
	産業振興課							
68	復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】	復職・再就職を希望する市民が円滑に職場復帰・再就職できるようにするため、男女共同参画センター「ゆーあい」で復職・再就職に当たって必要なビジネススキル等を解説する講座を行います。 【重点目標】 講座の開催回数	事業を実施するにあたり、充分な広報を行い、集客を高める。	ウエイメンズチャレンジプロジェクトキャリアアップ講座として保育サポーター養成講座（全8回）と再就職セミナー（全2回）実施した。	年1回	B	A	1
	協働推進課				10回			
69	女性の起業に関する情報提供・支援	家庭生活と仕事を両立する働き方として起業（企業・NPO）を目指す女性を支援するため、起業に関する情報提供や相談等を行います。	引き続き、就労支援・創業支援を行っていく。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。	ウエイメンズチャレンジプロジェクトキャリアアップ講座として起業のたねvol.2を2回実施した。 創業・起業相談として女性のためのチャレンジ相談会を実施した。		B	B	3
	協働推進課							

(2)ワーク・ライフ・バランスの推進

70	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労支援	女性が家事、育児、介護の負担のために仕事を辞めることなく就労を継続したり、一度仕事を辞めた女性が円滑に再就職できたりするようにするため、育児・介護サービスを充実させるとともに、再就職に役立つ情報提供や就労に関する相談等の支援を行います。	引き続き、就労支援・創業支援を行っていく。また、女性が積極的に創業・再就職等に踏み出せるための意識啓発を行っていく。（協働推進課）	ウエイメンズチャレンジプロジェクトキャリアアップ講座として保育サポーター養成講座や女性のための再就職セミナーを実施した。		B	B	13
			今年度もマザーズハローワークなどと連携を図り、女性の就職支援を行っていく。 また、「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」において、職場環境改善を含めた女性の就労支援を行っていく。（産業振興課）	「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」においては、経営者及び従業員に対しセミナーを開催し、職場環境の改善、女性の就労支援を行った。		B	B	
	引き続き、現役世代の介護負担軽減につながるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の実施・充実に努める。（高齢福祉課）		現役世代の介護負担を軽減させること等を目的に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施・充実に努めた。	B		B		
	女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施するとともに、待機児童の減少を目指す。（子ども育成課）		女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施した。 待機児童数（旧定義） 平成31年4月 57人 平成30年4月 47人 平成29年4月 27人	C		C		
協働推進課 産業振興課 高齢福祉課 子ども育成課								

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
71	職場環境の見直し、意識改革の推進	市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。	引き続き労働環境に関する情報発信を継続していく。 また、「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」において、働き方や育児休業等に対する職場環境の改善支援を行っている。	ハローワーク及び東京しごとセンターから提供される情報やパンフレットの提供を行った。 また、東京都労働相談情報センター等の発行する労働環境啓発資料の提供を行った。 「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」においては、経営者及び従業員に対しセミナーを開催し、働き方や育児休業等に対する職場環境の改善支援を行った。		B	B	18
	産業振興課							
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定【重点事業】	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する機運を高めるため、市内で従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の情報を収集します。また、顕著な効果を挙げている市内中小事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所と認定して、取組を支援することを検討します。 【重点目標】 認定企業数	認定制度の実施について、地域の実情にあった制度の構築を検討する。	認定制度の構築を検討した。	1企業	D	C	19
	協働推進課				0企業			
73	地域活動への支援	男女とも地域で趣味や余暇を生かした活動に参加し、心豊かな生活が実現できるようにするため、自治会活動、NPO活動、地域活動等を支援します。	引き続き市内の自治会に対し補助金の交付を行っていくとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、男女ともに充実した市民活動を行える環境作りやNPO支援を行う。	市民活動団体の活動紹介の場として、元気フェスタを開催したほか、市内の自治会に対し自治会活動費補助金を交付した。		B	B	59
	協働推進課							
74	多世代の交流支援	男女とも多くの市民が自ら居住する地域で個性や能力を生かして地域活動に参加できるようにするため、地域で高齢者と子どもたちが集い、ともに学んだり活動したりできる場を設けます。	引き続き、トークやアートなど、多世代の交流を図り、多様性を受け入れることを目的とした講座を開催する。	ゆーあいサマーこどもフェスティバルを実施し、地域団体、出店のアシスタントとして子どもボランティアが活躍した。		B	B	59
	協働推進課							
75	特に支援を要する市民に対する支援の充実	生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が経済的に自立するため、就労に向けた技能取得や相談等の支援を行います。また、こうした市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、相談の機会を設ける等の支援を行います。	引き続き広報活動により市民への周知を図り、庁内外で開催される研修等を受講し、支援の充実を図る。（地域福祉課）	令和元年度婦人相談員会議及び研修に参加した。		B	B	14
			引き続き今年度も、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安定して働き続けられるよう身近な地域において就労・生活面の支援を一体的に提供する。また、授産施設等への働きかけを行い、福祉的就労から一般就労への意識付けを行っていく。（障害福祉課）	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安定して働き続けられるよう身近な地域において就労・生活面の支援を一体的に提供する。また、授産施設等への働きかけを行い、福祉的就労から一般就労への意識付けを行った。		B	B	
	高等技能訓練促進事業や自立支援教育給付金事業で経済的な自立や就労支援を行う。（子育て支援課）		自立支援教育訓練給付金2件、高等職業訓練促進給付金3件、高等職業訓練終了支援給付金1件を支給した。	B		B		
	事業対象者の技能習得や相談等の支援の質を向上させる。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた相談の機会の更なる充実を図る。（生活福祉課）		事業対象者の技能習得や相談等の支援の質を向上させる。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた相談の機会の更なる充実を図れた。	B		B		
地域福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課								

(3)男性の家事・育児・介護への参加の促進

No.	事業名	事業内容	元年度目標	元年度実施内容	目標値	平成30年度評価	令和元年度評価	令和2～6年度第四次計画No.
	担当課				現状値			
76	長時間労働縮減に向けた啓発	市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。	引き続き、広報紙、ホームページを活用して広く市民に周知・啓発を行う。 また、「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」において、長時間労働などの職場環境の改善支援を行っていく。	東京都労働相談情報センター等の発行する労働環境啓発資料の提供を行った。 また、「武蔵村山市地域人材確保・育成支援事業」においては、経営者及び従業員に対しセミナーを開催し、長時間労働等に対する職場環境の改善支援を行った。		B	B	11
	産業振興課							
77	家庭内での男女平等意識の推進	男女が共に家庭責任を担い、仕事と家事・育児を両立できるようにするため、講座等を通して特に男性の育児への参加を促し、夫婦で協力して子育てに取り組むことを支援します。	引き続き男性を対象にした、家事や生活自立支援の講座を実施する。	男性・子どもの自立支援としてパパと子どもで料理チャレンジ講座を実施した。		B	B	12
	協働推進課							
78	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業者への働きかけ	男性の育児・介護休業の取得を促すため、市報や市ホームページ等の各種媒体を用いて休業の対象者である男性従業員や市内事業者に向けた制度の周知に努めます。	男性の育児休暇取得について、ホームページ、SNS等の媒体を用いて市民への啓発を行う。	緑が丘ふれあいセンターにおいて、育児・介護休業の新聞記事を展示し、啓発を行った。		C	C	10
	協働推進課							
79	モデルケースの紹介【重点事業】	男性の家庭生活への参画意識を高め、家事・育児等を実践することを支援するため、既にワーク・ライフ・バランスを実践している男性市民をモデルケースとして紹介します。 【重点目標】 ワーク・ライフ・バランス講座、パネル展の開催回数	ワーク・ライフ・バランスのモデルケースとなる男性を、市報、ホームページ、SNS、情報誌YOU・I等の媒体を用いて市民へ発信する。	コロナウイルスの影響により、ワーク・ライフ・バランスのモデルケースとなる男性の紹介はできなかったが、父子料理講座を実施し、男性の家庭生活への参画意識の向上を図った。	2回	C	C	12
	協働推進課				1回			

5 5年間の推進状況と総合評価

計画期間の平成27年度から令和元年度の推進状況を分析し、総合評価を行います。各年度との比較を行いやすくするため、A～Eの評価を5～1の数字に置き換えています。

A=5	B=4	C=3	D=2	E=1
-----	-----	-----	-----	-----

総合評価については、計画5年間の数値を合計し、総合評価を算出しています。

25～23点=A	22～18点=B	17～13点=C	12～8点=D	7～5=E
----------	----------	----------	---------	-------

基本目標1 男女平等の意識づくり

No.	事業名	担当課	目標値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		総合評価	
				達成率	数値	達成率	数値	達成率	数値	達成率	数値	達成率	数値		
1	男女平等に関する各種情報の提供 【重点事業】男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	協働推進課	30企業	3	5企業	3	5企業	3	5企業	3	5企業	4	20企業	16	C
2	男女平等の視点での市刊行物の見直し	全課		3		3		3		3		3		15	C
3	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	協働推進課		3		1		2		2		2		10	D
4	地域における男女平等の啓発	協働推進課		4		4		4		3		3		18	B
5	男女共同参画週間事業の実施	協働推進課		4		4		4		4		4		20	B
6	学習機会の提供の充実	協働推進課		4		4		5		5		5		23	A
		文化振興課		4		4		3		3		3		17	C
7	人権尊重教育の推進	教育指導課		4		4		3		3		4		18	B
8	教職員研修	教育指導課		4		4		3		3		4		18	B
9	男女平等の視点に基づく進路指導の充実と キャリア教育の推進	教育指導課		4		4		3		3		3		17	C
10	事業主等への要請	協働推進課		3		3		4		3		4		17	C
11	職員への男女平等研修の実施	職員課		3		3		3		4		4		17	C
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり 【重点事業】男性職員の育児休業取得率	職員課	10%	3	0%	3	0%	4	14.3%	4	16.7%	4	22.2%	18	B
13	市内事業所との意見交換会	協働推進課		1		1		3		3		3		11	D
14	センターの周知 【重点事業】センター認知度	協働推進課	80%	4	不明	3	不明	3	26%	3	10.7%	3	不明	16	C
15	センターの機能の充実	協働推進課		4		4		4		4		4		20	B
16	センターの事業内容の充実	協働推進課		4		4		5		5		5		23	A
17	センタースタッフの育成	協働推進課		4		4		5		5		5		23	A
合計点数					63		60		64		63		67		

基本目標2 男女の人権の尊重

No.	事業名	担当課	目標値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		総合評価	
				達成率	数値	達成率	数値	達成率	数値	達成率	数値				
18	年代に応じた性教育の推進	協働推進課		3		3		3		3		3		15	C
		教育指導課		4		4		3		3		4		18	B
19	性的少数者に関する講座の開催 【重点事業】講座の開催回数	協働推進課	1回	2	0回	3	0回	2	0回	2	0回	3	1回	12	D
20	小・中学校における個別の支援	教育指導課		4		4		3		3		4		18	B
21	学習機会の提供の充実	健康推進課		3		3		4		4		4		18	B
22	心とからだの健康づくりの推進 【重点事業】・健康教室参加者数 ・総合体育館の利用者数	健康推進課	70人	3	30人	3	30人	3	26人	4	26人	4	164人	17	C
		スポーツ振興課	40,000人	4	84,729人	4	84,724人	4	88,533人	4	89,313人	4	85,089人	20	B
23	疾病の予防と健診事業の充実	健康推進課		4		4		3		4		4		19	B
24	健康相談の充実	健康推進課		3		3		2		2		4		14	C
25	更年期を理解するための情報提供	健康推進課		3		3		3		3		4		16	C
26	妊産婦のための相談体制の充実	健康推進課		4		4		4		4		4		20	B
27	女性に対する健（検）診事業の充実	健康推進課		4		4		3		4		4		19	B
28	健診等による被害者発見時の対応	健康推進課		4		4		3		4		4		19	B
29	被害者発見時の通報の周知	地域福祉課		4		4		4		4		4		20	B
		子育て支援課		3		3		4		4		4		18	B
		教育総務課		3		3		4		4		4		18	B
		教育指導課		3		3		3		3		4		16	C
30	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発	協働推進課		3		3		4		4		4		18	B
		子育て支援課		1		3		3		3		4		14	C

31	意識啓発のための情報の提供・発信 【重点事業】DVについての認知度	担当課	目標値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		総合評価	
				3	不明	3	不明	3	不明	3	不明	3	不明	15	C
		協働推進課	90%	3	不明	3	不明	3	不明	3	不明	3	不明	15	C
		子育て支援課		3		3		3		4		4		17	C
32	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	協働推進課		3		3		3		3		3		15	C
		教育指導課		3		3		3		3		5		17	C
		文化振興課		3		3		3		4		4		17	C
33	相談業務の充実	協働推進課		3		4		4		4		4		19	B
		子育て支援課		4		4		4		4		4		20	B
34	相談員の資質向上	子育て支援課		4		4		4		4		4		20	B
35	被害者の状況に応じた相談機能の充実	高齢福祉課		4		4		4		4		4		20	B
		障害福祉課		3		3		3		4		4		17	C
		子育て支援課		3		3		4		4		4		18	B
		生活福祉課		4		3		4		5		5		21	B
36	相談機関の周知	子育て支援課		4		4		4		4		4		20	B
37	被害者の安全確保	子育て支援課		4		4		4		4		4		20	B
38	特に支援を要する様々な被害者への対応	高齢福祉課		3		4		4		4		4		19	B
		障害福祉課		3		3		3		3		4		16	C
		子育て支援課		3		3		4		4		4		18	B
		生活福祉課		3		3		4		5		5		20	B
39	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意	全課		5		5		5		5		5		25	A
40	民間シェルターへの支援	子育て支援課		4		4		4		4		4		20	B
41	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	子育て支援課		2		3		4		4		4		17	C
42	被害者の自立のための支援	子育て支援課		4		4		4		4		4		20	B
43	市内居住希望者に対する支援	子育て支援課		3		3		4		4		4		18	B
44	子どもがいる家庭に対する支援	子育て支援課		4		4		4		4		4		20	B
		子ども育成課		4		4		4		4		4		20	B
		教育総務課		3		3		4		4		4		18	B
45	関連する法制度の運用	全課		5		5		5		5		5		25	A
46	関係機関との連携強化	地域福祉課		4		4		4		4		4		20	B
		高齢福祉課		3		4		4		3		4		18	B
		障害福祉課		3		3		3		4		4		17	C
		子育て支援課		3		4		4		4		4		19	B
		生活福祉課		4		3		4		5		5		21	B
47	庁内各部署の連携の強化	子育て支援課		4		4		4		3		4		19	B
48	セクシュアル・ハラスメント、 ストーカー行為防止に向けた広報・啓発	協働推進課		3		3		2		2		3		13	C
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策 【重点事業】セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	職員課	1回	2	0回	3	0回	4	1回	4	1回	4	1回	17	C
		教育指導課	1回	4	2回	4	2回	3	2回	3	2回	4	2回	18	B
50	性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	協働推進課		3		3		3		3		3		15	C
51	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、 ストーカー行為等の被害者支援の充実	協働推進課		3		4		4		4		4		19	B
		子育て支援課		4		3		4		4		4		19	B
52	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント苦情相談・ 苦情処理体制の充実	職員課		3		4		4		4		4		19	B
		教育指導課		4		4		3		4		4		19	B
合計点数				203		211		215		225		240			

基本目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

	事業名	担当課	目標値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	総合評価						
53	各種審議会等への女性の参画促進 【重点事業】審議会等委員の女性割合	企画政策課・協働推進課	40%	3	28%	3	28.5%	3	29%	3	30.6%	3	31.9%	15	C
54	市役所における女性管理職登用の促進	職員課		3		3		3		4		3		16	C
55	広聴機会の充実	秘書広報課		3		5		3		3		3		17	C
56	女性リーダー育成	協働推進課		3		3		3		3		3		15	C
57	農業、自営業への男女共同参画	産業振興課		3		3		4		4		4		18	B
58	市内事業所における女性登用の促進	協働推進課		1		1		1		2		2		7	E
59	女性教員の管理職登用の促進	教育指導課		3		3		4		4		4		18	B

事業名	担当課	目標値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		総合評価	
			2	1	2	0	2	0	2	0	3	1	11	D
60 男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携 【重点事業】男女共同参画団体の発足数	協働推進課	2団体	2	1	2	0	2	0	2	0	3	1	11	D
61 消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災安全課		4		4		4		4		3		19	B
62 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	防災安全課		1		1		1		3		4		10	D
63 避難所における男女共同参画の推進	防災安全課		4		4		4		4		4		20	B
64 防災会議委員への女性の登用 【重点事業】防災会議の女性委員数	防災安全課	4人	4	3人	4	2人	2	2人	5	4人	4	4人	19	B
65 国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催 【重点事業】イベントの開催回数	協働推進課	1回	2	0回	3	1回	4	1回	4	1回	4	1回	17	C
66 国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進	協働推進課		3		3		4		5		5		20	B
	教育指導課		3		3		3		3		3		15	C
合計点数			42		45		45		53		52			

基本目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	担当課	目標値	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		総合評価	
			2	1	2	0	3	0	3	0	4	10	14	C
67 市民・事業者に向けた情報提供	産業振興課		2		2		3		3		4		14	C
68 復職・再就職等を支援する講座の開催 【重点事業】講座の開催回数	協働推進課	1回	3	1回	3	2回	4	3回	4	2回	5	10回	19	B
69 女性の起業に関する情報提供・支援	協働推進課		3		4		4		4		4		19	B
70 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労支援	協働推進課		3		4		4		4		4		19	B
	産業振興課		4		4		4		4		4		20	B
	高齢福祉課		3		3		4		4		4		18	B
	子ども育成課		4		4		3		3		3		17	C
71 職場環境の見直し、意識改革の推進	産業振興課		3		3		2		4		4		16	C
72 ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 【重点事業】認定企業数	協働推進課	1企業	2	0企業	2	0企業	3	0企業	2	0企業	3	0企業	12	D
73 地域活動への支援	協働推進課		3		4		4		4		4		19	B
74 多世代の交流支援	協働推進課		4		4		4		4		4		20	B
75 特に支援を要する市民に対する支援の充実	地域福祉課		4		4		4		4		4		20	B
	障害福祉課		3		3		3		4		4		17	C
	子育て支援課		3		4		4		4		4		19	B
	生活福祉課		3		3		4		4		4		18	B
76 長時間労働削減に向けた啓発	産業振興課		2		3		2		4		4		15	C
77 家庭内での男女平等意識の推進	協働推進課		4		4		4		4		4		20	B
78 男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業者への働きかけ	協働推進課		3		3		3		3		3		15	C
79 モデルケースの紹介 【重点事業】ワーク・ライフ・バランス講座、パネル展の開催回数	協働推進課	2回	3	1回	3	1回	3	2回	3	2回	3	1回	15	C
合計点数			59		64		66		70		73			

すべての基本目標の令和元年度評価が、平成27年度評価と比較して点数が増加していることから、計画全体の推進が図られていることがわかります。

一方で、年度が変わるにつれて点数が増加している基本目標2と基本目標4に対し、基本目標1と基本目標3は、点数が低下した年度が見受けられました。基本目標1は平成27年度から平成28年度、平成29年度から平成30年度にかけて点数が低下しています。点数低下の要因は、事業の未実施や啓発活動の減少によるものです。基本目標3は平成30年度から令和元年度にかけて点数が低下しています。点数低下の要因は、女性の管理職昇任者(事業No.54)や消防団員(事業No.61)の減少によるものでしたが、目標値達成年度に最高評価をし、翌年度現状維持で一段階評価を下げたといったケースの事業(事業No.64)も見受けられました。

6 推進状況の分析

武蔵村山市第三次男女共同参画計画における主要課題に対する各施策について、令和元年度の事業実績を整理し、担当課の自己評価を分析します。

(1) 評価区分

各事業の目標達成度を計るため、評価区分を設定します。

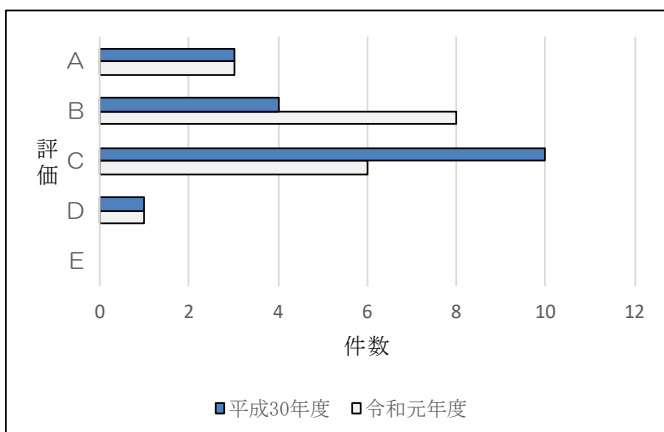
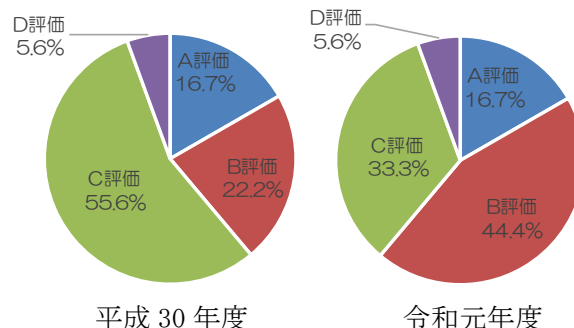
評価区分	評価内容
A	十分進捗し、大きな成果が得られている。
B	概ね進捗し、具体的な成果が得られている。
C	事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
D	不十分で課題が多い。
E	事業を実施していない。

(2) 基本目標別の各課自己評価結果

平成30年度と令和元年度の事業実績を比較し、基本目標ごとに担当課の自己評価数を集計・分析します。

〈基本目標1 男女平等の意識づくり〉

評価	件数		構成比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
A	3	3	16.7%	16.7%
B	4	8	22.2%	44.4%
C	10	6	55.6%	33.3%
D	1	1	5.6%	5.6%
E	0	0	0.0%	0.0%
合計	18	18	100.0%	100.0%



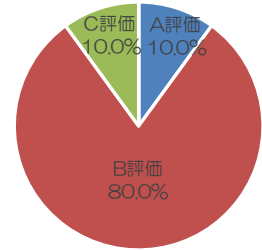
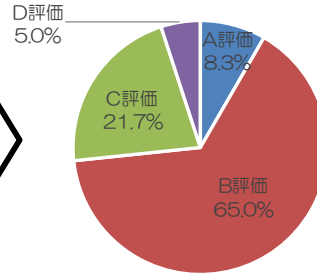
〈推進状況の分析〉

平成30年度から令和元年度にかけて、4事業が評価を上げています(C→B)。評価が下がった事業は無く、良好な実施状況でした。

唯一のD評価となった「メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実」については、目標であった「市報、ホームページ、SNS、情報誌YOU・I等の媒体を用いてメディア・リテラシーの啓発を行う。」に対し、SNSでの啓発を行えなかったことにより、D評価になりました。

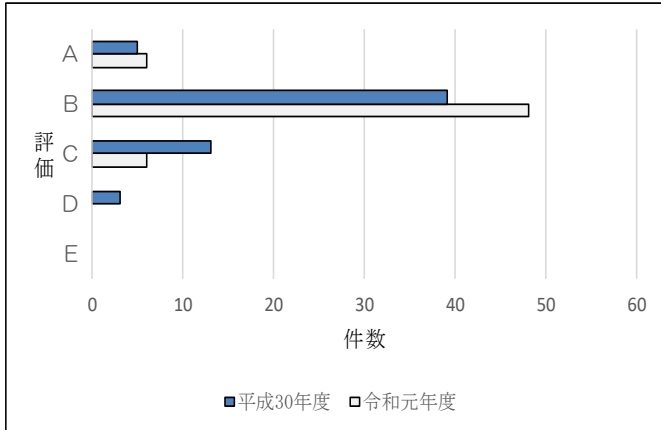
〈基本目標 2 男女の人権の尊重〉

評価	件数		構成比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
A	5	6	8.3%	10.0%
B	39	48	65.0%	80.0%
C	13	6	21.7%	10.0%
D	3	0	5.0%	0.0%
E	0	0	0.0%	0.0%
合計	60	60	100.0%	100.0%



平成30年度

令和元年度

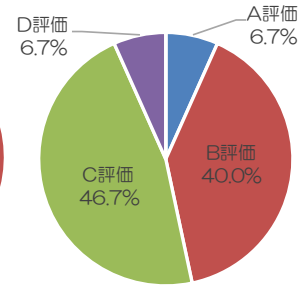
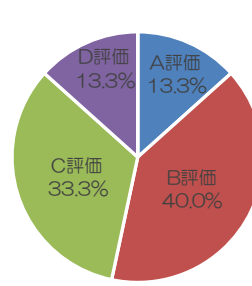


〈推進状況の分析〉

平成30年度から令和元年度にかけて、13事業が評価を上げています（C→Bが9事業、D→Bが1事業、C→Aが1事業、D→Cが2事業）。評価が下がった事業は無く、良好な実施状況でした。

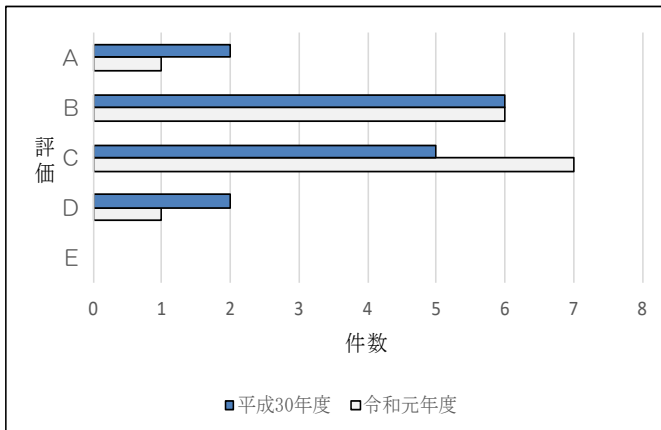
〈基本目標 3 様々な分野における男女共同参画の推進〉

評価	件数		構成比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
A	2	1	13.3%	6.7%
B	6	6	40.0%	40.0%
C	5	7	33.3%	46.7%
D	2	1	13.3%	6.7%
E	0	0	0.0%	0.0%
合計	15	15	100.0%	100.0%



平成30年度

令和元年度



〈推進状況の分析〉

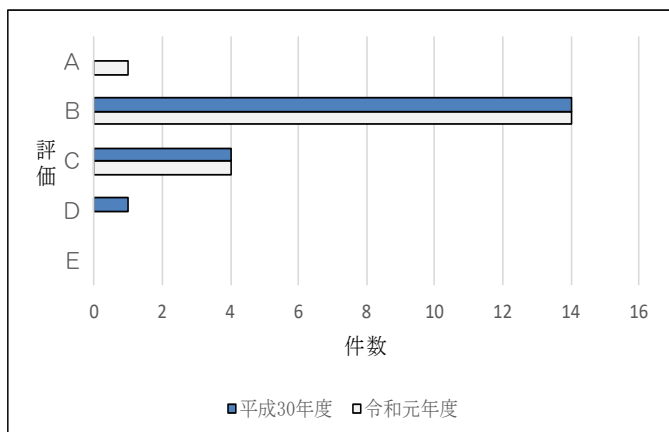
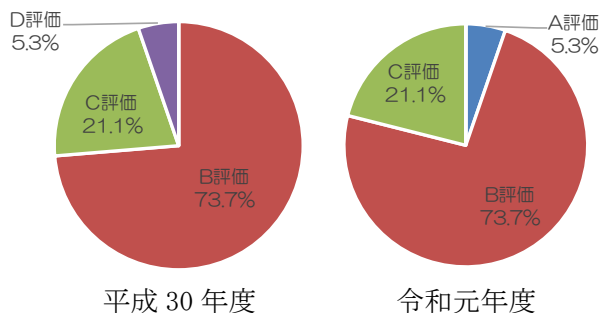
平成30年度から令和元年度にかけて、2事業が評価を上げています（C→B、D→C、それぞれ1事業）が、3事業が評価を下げています（B→Cが2事業、A→Bが1事業）。

評価が下がった要因については、女性の管理職昇任者の減少（事業No.54）、女性の消防団への入団人数の減少（事業No.61）等、平成30年度に比べ、結果を残せなかったことによるものです。

D評価となった「市内事業所における女性登用の促進」については、目標の「市ホームページやフェイスブックでポジティブ・アクションの意味や内容を啓発する。」に対し、啓発方法が新聞記事の切り抜き展示に留まったことにより、D評価となりました。

〈基本目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進〉

評価	件数		構成比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
A	0	1	0.0%	5.3%
B	14	14	73.7%	73.7%
C	4	4	21.1%	21.1%
D	1	0	5.3%	0.0%
E	0	0	0.0%	0.0%
合計	19	19	100.0%	100.0%

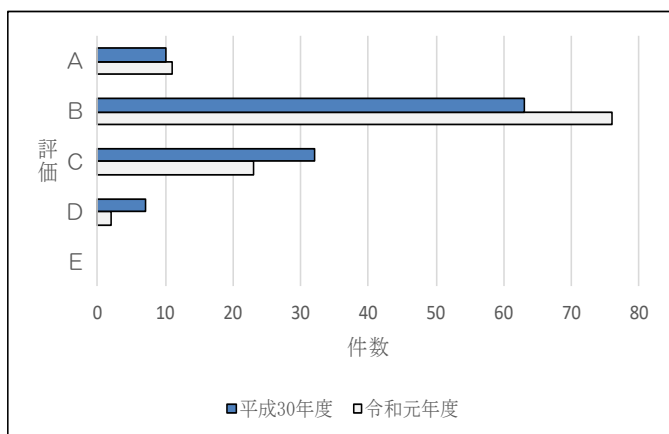
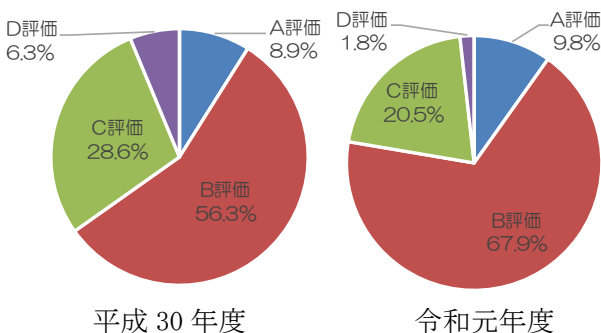


〈推進状況の分析〉
 平成30年度から令和元年度にかけて、3事業が評価を上げています（B→A、C→B、D→C、それぞれ1事業）。評価を下げた事業は無く、良好な実施状況でした。

(3) 令和元年度の各課自己評価結果まとめ

①令和元年度の事業実績について、各課の自己評価を集計し、分析します。

評価	件数		構成比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
A	10	11	8.9%	9.8%
B	63	76	56.3%	67.9%
C	32	23	28.6%	20.5%
D	7	2	6.3%	1.8%
E	0	0	0.0%	0.0%
合計	112	112	100.0%	100.0%



〈推進状況の分析〉
 全体としては平成30年度から令和元年度にかけて、22事業が評価を上げ（B→A、C→A、D→B、それぞれ1事業。C→Bが15事業。D→Cが4事業）、3事業が評価を下げています（A→Bが1事業、B→Cが2事業）。
 評価を上げた事業が、評価を下げた事業を大きく上回っているため、令和元年度事業は良好な実施状況でした。

②担当課別の各評価数

担当課	評価	A	B	C	D	E	合計
秘書広報課				1			1
企画政策課・協働推進課				1			1
職員課			4	1			5
防災安全課			3	1			4
協働推進課	5		13	14	2		34
産業振興課			5				5
地域福祉課			3				3
高齢福祉課			4				4
障害福祉課			4				4
子育て支援課			18				18
子ども育成課			1	1			2
生活福祉課	3		1				4
健康推進課			8				8
教育総務課			2				2
教育指導課	1		8	2			11
文化振興課			1	1			2
スポーツ振興課			1				1
全課	2			1			3
合 計		11	76	23	2	0	112

男女共同参画推進市民委員会からの意見

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会は、誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会の実現を目指して、男女共同参画を啓発する事業や男女共同参画に関する調査研究等を行っています。

令和元年度の推進状況を見ると、A評価が1事業、B評価が13事業増加しています。全体としては22事業が評価を上げ、着実に推進が図られていると思われます。

また、5年間の評価についても、当初と比較して全体的に評価が上がり、計画の推進が図られています。次期計画の第四次男女共同参画計画においても、計画に基づいてより一層の推進を図ることで、男女共同参画社会の実現に向かっていただきたいと思えます。

推進状況調査の結果には、各課が実施した事業結果のみの記載となっていることから、評価の低い事業については、改善点等も併記し課題を明らかにすることで、今後の評価を向上させやすくなると思われます。

また、評価が各課による自己評価となっており、同じ評価値でも評価の重みに違いが生じることがあるため、客観的な評価方法を今後取り入れるなどの工夫が必要であると考えられます。

市民委員会では、年度ごとに活動のテーマを決め、手法や対象をよく検討し、市民ならではの視点と発想を活かしながら、今後も計画の推進に関わっていきます。

参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

平成 12 年武蔵村山市訓令（乙）第 21 号

（設置）

第 1 条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女平等・男女共同参画に関する調査研究
- (2) 武蔵村山市（以下「市」という。）が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- (3) 男女共同参画推進の啓発に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内で活動する市民活動団体の関係者
- (3) 市内で活動する公共的団体の代表者又はその構成員
- (4) 公募による市民（市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（任期）

第 6 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

区分	氏名	選出区分
委員長	南 葉 子	市長が必要と認めるもの
副委員長	諸 橋 泰 樹	識見を有するもの
委員	堀 上 みち子	市民活動団体関係者
委員	森 本 秀 子	市民活動団体関係者
委員	鈴 木 友 理	公共的団体関係者
委員	石 橋 正 隆	公募による市民
委員	市 川 真 子	公募による市民
委員	椎 野 芳 拳	公募による市民
委員	武 田 亘 弘	公募による市民
委員	原 田 夏 果	公募による市民

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 12 年武蔵村山市訓令（乙）第 20 号

（設置）

第 1 条 男女平等の実現を図り、及び男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な指針となる武蔵村山市男女共同参画計画（次条において「計画」という。）を策定し、並びに男女共同参画に関する施策（次条において「施策」という。）を効果的に推進するため、武蔵村山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、計画の策定及び施策の推進に関し必要な事項を協議する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 14 人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財務部秘書広報課長、同部企画政策課長、総務部職員課長、同部防災安全課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育指導課長、同部指導・教育センター担当課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は協働推進部長の職にある委員を、副委員長は子ども家庭部子ども子育て支援課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

区分	職名	氏名
委員長	協働推進部長	藤 本 昭 彦
副委員長	子ども子育て支援課長	木 村 朋 子
委員	秘書広報課長	外 園 元 紀
委員	企画政策課長	増 田 宗 之
委員	職員課長	並 木 篤 志
委員	防災安全課長	石 川 篤
委員	産業観光課長	中 村 顕 治
委員	高齢福祉課長	加 藤 俊 幸
委員	健康推進課長	川 口 涉
委員	子ども青少年課長	佐 藤 哲 郎
委員	教育指導課長	高 橋 良 友
委員	指導・教育センター担当課長	赤 坂 弘 樹
委員	文化振興課長	高 橋 一 磨
委員	スポーツ振興課長	西 原 陽

武蔵村山市第三次男女共同参画計画
令和元年度
推進状況調査報告書

令和3年3月

発行 武蔵村山市男女共同参画推進委員会
(事務局) 武蔵村山市 協働推進部 協働推進課
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111 (代表)